

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の給与に関する条例において準用する三条市職員の給与に関する条例附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則

令和5年4月1日

規則第2号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の給与に関する条例（昭和45年条例第9号）において準用する三条市職員の給与に関する条例（平成17年三条市条例第47号）附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関しては、三条市職員の給与に関する条例附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則（令和5年三条市規則第18号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。